

**令和8年度柳津町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務
仕様書**

柳津町

1. 適用範囲

本仕様書は、柳津町（以下「発注者」という。）が委託する、令和 8 年度柳津町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施しなければならない事項を定めるものである。

2. 業務名称

令和 8 年度柳津町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託

3. 業務期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務の趣旨・目的

柳津町（以下「町」という。）では、平成 27 年度から地域おこし協力隊制度を活用し、令和 8 年 7 月時点で累計 25 名の地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を委嘱してきた。隊員らはそれぞれ、農林業の振興、移住・定住の推進、観光 PR 等、町が抱える多様な地域課題の解決に向け、各分野で活動している。町としてはこうした取組を一層推進するため、都市部等から多様な人材を継続的に受け入れることが重要であると考えており、「累計 100 人委嘱」を目標に、「団体派遣型地域おこし協力隊」の実施を開始するなど、隊員募集を積極的に進めている。

隊員数の増加は町にとって大きな効果が期待される一方、制度運用を担う町職員の業務負担が増加し、隊員の活動支援（相談対応、活動調整、関係者との連携、定住・起業等に向けた伴走支援等）が十分に行き届かなくなるおそれがある。

また、町職員は定期的な人事異動があることから、担当者交代により運用ノウハウの継承が難しくなることや、隊員との信頼関係・関係機関との連携体制の再構築に時間を要することが想定され、結果として不十分な制度運用や隊員の定住・定着につながりにくくなるなどの課題が生じ得る。

本業務は、受注者と町が協働のうえ隊員の募集から着任後のサポートまでを一体的に実施することで上記リスクを軽減し、隊員が町内で安心して活動し、能力を十分に発揮できる体制を整備することを目的とする。これにより、町の地域課題の解決および地域の持続的な発展を図るとともに、隊員の定着率向上を目指すものである。

5. 業務内容

（1）隊員の募集業務

隊員の募集に当たっては次の業務を実施することとするが、それぞれの業務の具体的な実施方法や手段、実施スケジュール等については受注者からの提案によるものとする。

ア．現行の協力隊募集・採用フローを精査のうえ魅力的なプロジェクト設計と選考体制を構築し、応募者数の増加と町が求める人材の確保につなげるための改善提案及び実行支援を行うこと。

※現行の協力隊募集・採用フローはおおむね次のとおりである。

なお時期については令和８年度の予定である。

時期	内容	関係者
８月	翌年度隊員の受入れを目指すプロジェクトを集約	みらい創生課←募集検討部署
９月	プロジェクト調整	副町長、主管課、みらい創生課
秋季	募集開始	みらい創生課
募集開始から１・２か月程度	応募締切	みらい創生課
個別に調整	オンライン面談	応募者、主管課、みらい創生課
個別に調整	採用試験（個別面接）	応募者、面接官３名（副町長、主管課長、各課長）、みらい創生課担当
試験後１週間程度	選考結果通知	応募者←みらい創生課
結果通知後	着任準備（着任日調整、住宅入居手続き等）	応募者⇄主管課、みらい創生課
着任日	委嘱状交付式	町関係者、隊員

イ．協力隊への応募数増加を目的にした情報発信を行うこと。

※主に「地域とつながるプラットフォーム スマウト（SMOUT）」を用いた情報発信を想定している。他の自治体等による情報発信事例を参考に、地域おこし協力隊の募集や活動の様子、地域おこし協力隊と協働して活動している方の様子等の発信を通じて、応募を検討している方や移住を希望している方等に町地域おこし協力隊に対する関心を寄せてもらえるよう、内容を検討し積極的に発信すること。

※その他に掲載する媒体があれば適切に選定し、掲載を行うこと。ただし、この場合に生じるアカウント取得費用やサイト使用料等については受注者の負担とする。

ウ．団体派遣型地域おこし協力隊運用に係る制度周知、事業者へのサポート等を行うこと。

※「団体派遣型地域おこし協力隊」とは、町内に所在する団体等に所属し、当該団体等と協働して地域の価値創造に向けた地域協力活動を行う隊員のことで、令和８年度に開始した町独自の取り組みである。この取り組みにより町内の団体等に外部人材を導入することで、団体等の事業拡大と地域課題の解決の両方につながる事が考えられる。

※この制度を活用したい団体等は、町からこの制度に関する説明を必ず受け、町振興計画に則したプロジェクトを作成、応募のうえ審査会を経て採択される必要がある。採択されたプロジェクトについては、採択から１年間を限度に隊員募集を実施することができる。

※令和８年度は以下のスケジュールで実施した。令和９年度以降は年２サイクルの実施を含め予定・検討しているが、制度そのものの認知度がまだ低く応募件数が少ないほか、採択を受けた団体に対するサポートが十分ではない状態にある。

時期	内容	関係者
４月２０日	受入希望団体説明会	受入希望団体、 みらい創生課
４月２１日 ～５月２９日	受入希望団体募集（２団体応募）	みらい創生課 ←受入希望団体
６月２２日	プロジェクト審査会	受入希望団体、 審査員、 みらい創生課
同上	採択通知（２団体採択）	受入希望団体 ←みらい創生課
現在	各団体で隊員募集を実施中	

エ．その他受注者による提案業務

（２）隊員の日々のサポート

隊員の日々のサポートに当たっては次の業務を実施することとするが、それぞれの業務の具体的な実施方法や手段、実施スケジュール等については受注者からの企画提案によるものとする。

なお、町が実施する定例ミーティングに同席する等して積極的に隊員とコミュニケーションをとり、十分な信頼関係の形成を図ったうえでそれぞれの業務を実行すること。

ア. 隊員の地域協力活動や地域定着に対するサポートを実施すること。

※隊員が地域協力活動を通じて、その活動にやりがいを感じながら地域への定着を目指していくため、隊員一人ひとりに寄り添った次に掲げるような継続的なサポート体制を構築し、業務に取り組むこと。

- ・ 隊員の活動や生活に関する相談対応
- ・ 着任時の転入や住宅への入居等に関する支援
- ・ 着任時のオリエンテーション
- ・ 地域住民との接点づくり
- ・ 協力隊 OB・OG コミュニティの形成
- ・ 起業や就労、定住に関する支援
- ・ 隊員の活動や生活に関する相談対応

イ. 隊員の活動に関する情報発信（紹介パンフレット作成等）や活動報告（活動報告会等）を実施すること。

ウ. 地域おこし協力隊制度や隊員の活動を周知するために参加する町内外のイベント等への出展をサポートすること。

エ. その他受注者による提案業務

6. 業務内容ごとの委託料の上限及び対象経費例

町から受注者に支払う委託料は業務の実績に応じて支払うものとし、業務内容ごとの委託料の上限は以下のとおりとする。また、前条の「5. 業務内容」に定める業務の他、次に例示する対象経費も委託料に含めるものとする。なお、事業実施の際に疑義が生じた場合は双方協議の上で決定する。

○隊員の募集等に要する経費

【上限】

1,784 千円

【対象経費例】

- ・ 地域おこし協力隊員経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費
- ・ 民間求人サイトを活用した PR に要する経費
- ・ 都市部等における募集・PR 経費
- ・ 現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）

- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施する個人・法人等に対する委託費
- ・地域住民や町職員、隊員受入団体等への制度説明会に要する経費
- ・受入団体に対する研修や審査に要する経費
- ・採用前及び採用直後の隊員に対する制度説明に要する経費
- ・隊員・町職員・受入団体等による合同オリエンテーションや交流会に要する経費 等

○隊員の日々のサポートに要する経費

【上限】

2,000 千円

【対象経費例】

- ・隊員への相談対応、面談、関係者調整等に要する旅費・交通費
- ・定例ミーティング、オリエンテーション、交流機会の設計・運営に要する会場費・資料作成費
- ・活動紹介パンフレット等の作成に要するデザイン費及び印刷費
- ・活動報告会、イベント出展支援に要する備品購入費及び使用料
- ・各種コーディネート、研修等を実施する外部講師謝金・委託費 等

7. 成果物

(1) 報告書等

ア. 報告書 (A4 版、横書き)

イ. 業務において作成した募集要項、研修資料等のデータ

ウ. 業務において撮影した隊員の活動中の様子等を写した写真・動画等のデータ

エ. その他町が指定するもの (打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント等)

(2) 納品方法

ア. 紙媒体 (カラー版) 1 部 : 郵送又は持参

イ. 電子媒体 (ファイル形式 : PDF 及びワード又はパワーポイント) 、写真・動画等 : メール又は DVD-R

(3) 納期

令和 9 年 3 月 31 日

(4) 事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下「著作権等」という。）は町に帰属するものとし、町はウェブサイト、SNS 等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む。）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、町は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

8. 納品先

969－7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234 番地

柳津町役場 みらい創生課 みらい創生係 地域おこし協力隊担当宛て

9. 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

委託業務において知り得た個人情報や企業情報等の業務上の秘密の取り扱いについては契約に基づくものとし、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に町の承諾を得ること。

(3) 監査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、会計監査の対象となる。監査委員から請求があった場合には、委託業務に係る資料の提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。

10. その他

(1) 受注者は、総務省の地域おこし協力隊制度に関する各種要綱や推進の方針等に準拠して全体の業務を実施すること。

- (2) 受注者は、本業務の趣旨及び目的を十分に理解のうえ、町と十分に協議を行いながら全体の業務を実施すること。
- (3) 受注者は、先行自治体の地域おこし協力隊制度運用に関する事例や同様の業務委託に係る仕様書・ガイドライン等を参考に、町の実情に合わせて柔軟に運用すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定すること。
- (5) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受注者が手配すること。